

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 9 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

地方税の取扱いについて

大野郡 5 町 2 村で差異のある税については、次のとおり取扱うものとする。

個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則の定める納期による。
法人町村民税の税率については、地方税法 3 1 4 条の 6 により 1 0 0 分の 1 2 . 3 とする。
三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。
固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。
軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。
臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。
特別土地保有税の免税点については、5 , 0 0 0 m²とする。
入湯税については、新市においても設ける。
都市計画税については、新市においても設ける。
納期前納付に対する報奨金の交付率は、1 0 0 分の 0 . 5 とする。
納付前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。
納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。
納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。
納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において自治会長（仮称）の公務として行う。
納税方法については、口座振替制度を採用する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会